

標津文教施設等整備事業 基本構想・基本計画策定支援委託業務

公募型プロポーザル実施要領

1. 事業の目的及び公募型プロポーザル方式で事業者を選定する趣旨

本事業については、老朽化した教育施設を複合施設として整備し、あらゆる世代が集い、学び、安心安全の新たな拠点としての施設構築に向け、総合的な構想、計画の策定を行うことを目的としている。そのため、高い専門知識を有し、実績、提案力、作業体制、実効性を総合的に備えた事業者を選定する必要があることから、公募型プロポーザル方式により実施するものである。

2. 業務概要

- (1) 事業主体 北海道標津町
- (2) 業 務 名 標津文教施設等整備事業 基本構想・基本計画策定支援委託業務
- (3) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (4) 提案上限額 24,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3. 実施の公表

実施の公表にあたっては、実施要領、審査要領及び仕様書により、次の号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該業務の概要
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 選定委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

※実施要領等の資料は、町ホームページへ掲載し、印刷物での配布は行わない。

4. 参加資格要件について

本業務に係る提案に参加できるものは、次に掲げる事項をすべて満たすものとする。
なお、共同企業体の参加も可とする。

○単体企業の参加資格要件

- (1) 本町の競争入札参加資格者名簿に登録されている者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していないこと、及び同条第2項の規定に基づく標津町の入札参加の制限を受けていないこと。
- (3) 標津町建設工事等暴力団排除措置要綱（平成24年訓令第15号）に基づく入札参加排除措置を受けていないこと。

(4)次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

① 本業務を遂行するために必要な専門知識及び技術を有する者が所属していること。

② 以下の要件を満たす者であること。

ア 一級建築士として公共施設、教育施設等の設計及び工事監理の実績がある。

イ 過去10年間（契約日が平成27年4月1日以降）で、国又は地方公共団体における施設整備に関し、基本構想又は基本計画の受託実績を有している。なお、共同企業体での契約も実績に含むものとする。

ウ 配置可能な管理技術者等に一級建築士、技術士（建設部門・都市および地方計画）の資格を有する者が所属している。

○共同企業体の参加資格要件

(1) 共同企業体の構成員数は、3者以下であること。

(2) 代表企業は、出資割合が最大であること。

(3) 出資比率は、各構成員について、構成員が2者のときは100分の30以上、3者の場合は100分の20以上であること。

(4) 代表企業は、上記の「単体企業の参加資格要件」(1)～(4)の要件をすべて満たすこと。その他の構成員は上記の「単体企業の参加資格要件」(1)～(3)の要件をすべて満たしていること。

(5) 構成員は、他の共同企業体の構成員を兼ねていないこと。

5. 全体スケジュール

項目	日程	備考
公募開始	7月 7日（月）	町ホームページ掲載
募集要項等質疑	7月 7日（月）～14日（月）	
質疑に対する回答	7月16日（水）	町ホームページ掲載
参加申込書の提出期限	7月22日（火）17時15分まで	1次審査
参加資格結果通知	7月25日（金）	
提案書の提出締切	9月 3日（水）17時15分まで	
プレゼンテーション	9月 9日（火）	2次審査
2次審査結果通知	9月中旬	
契約締結	10月上旬	

6. 参加手続等について

(1) 参加申込書の提出

参加希望者は、次のとおり、参加申込書等を提出しなければならない。

①提出書類（各1部）

ア 参加申込書（様式第1号）

イ 法人概要書（様式第2号）

ウ 業務実績書（様式第3号）

エ 管理技術者等の経歴と実績（様式第4号）

②提出期限 令和7年7月22日（火）午後5時15分まで

③提出場所 北海道標津郡標津町北2条西1丁目1番3号
標津町教育委員会教育施設建設準備室

④提出方法 持参又は郵送によること

※郵送の場合は提出期限内に必着、簡易書留など追跡ができるもので送付すること

(2) 参加・提案資格の確認等

4に定める参加資格要件に該当するかの確認及び10に定める1次審査（書類審査）を行い、令和7年7月25日（金）までに、参加・提案資格が認められた者及び認められなかった者に対し、その旨及びその理由を電子メール及び書面で通知し、認められた者に対しては、提案書の提出を要請する。

7. 質問等受付について

(1) 質問方法

本募集要項について質問がある場合は、質問書（様式第8号）に内容を記入の上、下記の電子フォームに必要事項を記入、投稿して送信すること。

URL：<https://logoform.jp/form/S3rN/1020292>

(2) 質疑期間

令和7年7月7日（月）から14日（月）午後5時15分まで

(3) 回答方法

全ての質問及びその回答を取りまとめたものを、令和7年7月16日（水）までに、町ホームページで公開する。

8. 提案書の内容について

提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは次項で定める。

(1) 業務実績

(2) 業務体制

(3) 当該業務の実施方針

(4) 当該業務に関する具体的な提案

(5) その他当該業務に必要な事項

9. 提案書の提出について

(1) 提出書類

① 提案書提出書（様式第5号） 1部

② 提案書（様式は任意） 12部

③ 業務工程表（様式は任意） 12部

④ 業務実施体制（様式第6号） 12部

⑤ 業務見積書（様式は任意） 1部

(2) 提出期限及び提出方法

- ① 提出締切 令和7年9月3日（水）午後5時15分まで
- ② 提出場所 北海道標津郡標津町北2条西1丁目1番3号
標津町教育委員会教育施設建設準備室
- ③ 提出方法 持参又は郵送によること
※郵送の場合は提出期限内に必着、簡易書留など追跡ができるもので送付すること

(3) 提案書作成にあたっての留意事項

- ① 提案は、考え方を文章で簡潔に記述すること。
- ② 技術提案における視覚的表現は、平成30年4月2日付事務連絡国土交通省大臣官房庁営繕部整備課、設備・環境課「技術提案における視覚的表現の取扱い（別紙1）技術提案における視覚的表現の許容範囲」に基づき、文章を補完するために必要最小限の範囲で使用は可能とする。
- ③ 提案書は審査に使用するため、事業者名や事業者マークなど事業者を特定する記載は禁止する。

10. 審査内容

(1) 1次審査（書類審査）

- ① 1次審査は、選定委員会事務局（教育施設建設準備室）のうち主担当（室長、専任職員）を除く職員で書類審査を行い、上位5位を選定する。ただし、参加申込書の提出が5者を超えない場合は、すべてのものを2次審査の対象とし、2次審査で審査項目の重複を除く1次審査の評価項目も審査する。
- ② 審査に係る事項は「標津文教施設等整備事業 基本構想・基本計画策定支援委託業務審査要領（以下、審査要領という。）」に定める。

(2) 2次審査（プレゼンテーション審査）

- ① 審査
2次審査はプレゼンテーション形式により選定委員会で審査を行う。審査に係る事項は審査要領に定める。
- ② 日時 令和7年9月9日（火）
- ③ 実施場所 標津町役場内（1次審査通過者に、日時、場所を通知する。）
- ④ 採点基準 審査要領に定める。
- ⑤ その他 実施方法等詳細については、1次審査通過者に別途通知する。

(3) 審査結果

- ① 2次審査で最高得点を得た者を本業務の受託業者候補として特定する。
- ② 同一の最高得点を得た業者が2者以上である場合は、その者のうち1次審査と2次審査の合計点で最高得点を得た者を本業務の受託事業者候補として特定する。ただし、参加申込書の提出が5者を超えず1次審査が省略された場合で、同一の最高得点を得た業者が2者以上である場合は、2次審査の評価項目の合計点で最高得点を得た者を本業務の受託事業者候補として特定する。

(4)その他

参加申込書提出以降に辞退する場合は、辞退届（様式第7号）を提出すること。

1 1. 契約の締結

- (1) 本要領及び提案書に基づく業務仕様書を作成し、選定委員会で特定した受託事業者候補と標津町で契約の締結をする。なお、受託事業者候補が契約締結までに本要領に規定する条件のいずれかを満たさなくなった場合、事故等の特別な理由により契約が不可能となった場合又は協議が整わなかった場合においては、審査結果の次点の応募者から順に繰り上げて新たな受託事業者候補とする。
- (2) 契約締結時に、法人の概要、選定結果、選定方法について原則として町のホームページ等において公表する。
- (3) 契約にあたっては、本町が定めた契約書を使用する。

1 2. 留意事項等

- (1) 提出された提案書等は返却しない。
- (2) 提出以降における提案書等の追加・修正・差替えは認めない。ただし、町から指示があった場合を除く。
- (3) 提出された提案書等は、選定を行う作業に必要な範囲において、本町が複製することがある。
- (4) 提案書等の作成、提出、プレゼンテーション等に要する費用は、全て提案者負担とする。
- (5) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、商標権、その他国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法等を用いた結果、生じた事業にかかる責任は、全て提案者が負うものとする。
- (6) 提出された書類は、標津町情報公開条例及び標津町個人情報保護施行条例の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き、開示する場合がある。
- (7) 提案書等の作成のために、本町より受領した資料は、本町の許可なく公表又は使用することはできない。
- (8) 本事業の委託料は前払金を契約金額の3割以内とし、残りを後払いとする。

1 3. 問合せ先

住所： 〒086-1632 標津郡標津町北2条西1丁目1番3号

所属： 標津町教育委員会 教育施設建設準備室

電話： 0153-82-3110

担当： 朝倉、小田桐

電子メール：efcp_r@town.shibetsu.lg.jp